

平成 26 年 10 月 2 日

各位

日本貸金業協会  
会員業務部

### 経営者保証に関するガイドライン Q&A の一部改定について

経営者保証に関するガイドラインにつきましては、平成 26 年 2 月 1 日から適用が開始されておりますが、今般、同ガイドラインの趣旨の一層の明確化を図ることにより、ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、「経営者保証に関するガイドライン」Q&A の一部が改定され、一般社団法人全国銀行協会及び日本商工会議所のホームページにおいて公表されましたのでご案内いたします。

#### 【参考】

一般社団法人全国銀行協会

<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2014/10/01160000.html>

日本商工会議所

<http://www.jcci.or.jp/news/2014/1001160000.html>

本件に係る問合せ先  
会員業務部 03-5739-3014